

糸魚川市教育大綱（素案）

平成 27 年 月
糸 魚 川 市

目 次

1 策定の趣旨	P. 1
2 基本方針	P. 2
3 大綱の位置付け	P. 3
4 教育の基本方向	P. 4
5 大綱の期間	P. 6

1 策定の趣旨

糸魚川市では、平成19年度から10年間の糸魚川市総合計画の中で「明日を担う人づくり」を教育分野における目指すべき方向として、各種施策を開してきました。

また、糸魚川市教育委員会においては、平成21年度に「子ども一貫教育方針」を定め、0歳から18歳までの一貫した教育を重視した取組を推進してきました。

このような中、平成27年4月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、総合教育会議において、首長が、教育委員会と十分に協議、調整した上で、教育の目標や施策の根本的な方針を「大綱」として定めることとなりました。

あらためて、ここに「糸魚川市教育大綱」を策定し、教育委員会と一体となって、教育に関する施策の総合的な推進を図ってまいります。

平成27年 月 日

糸魚川市長 米田 徹

2 基本方針

「わが いといがわ」と言える人づくりを教育に関する基本方針として、保育園、幼稚園や学校、家庭、地域住民、企業、行政機関が連携し、ふるさと糸魚川の新しい時代を切り開き、担う、心豊かでたくましい市民を育成するため、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが共に学び、心身ともに健全に成長する人づくりを進めます。

★糸魚川市の教育に関する基本方針★

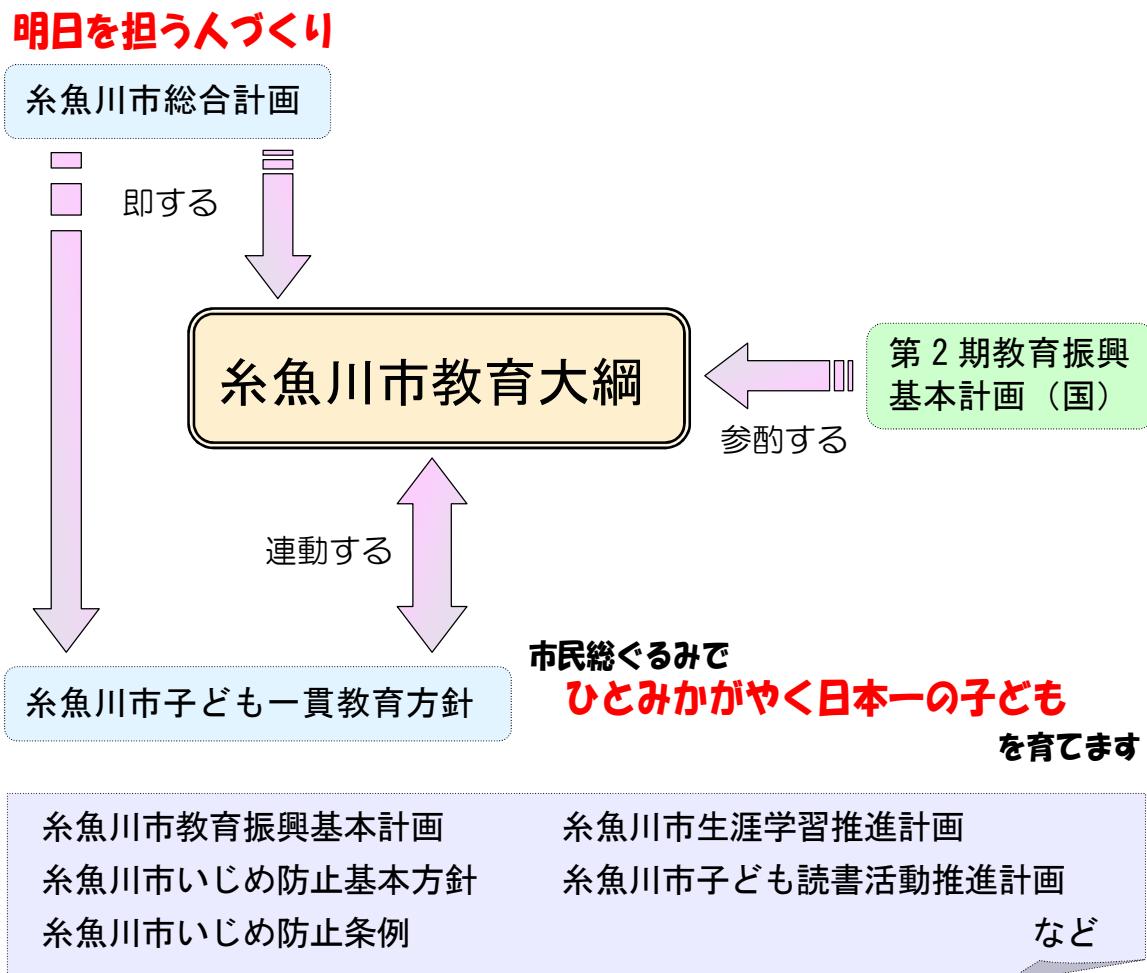
「わが いといがわ」の人づくり

～糸魚川を愛し、胸を張って「わがいといがわ」と言える人づくり～



3 大綱の位置付け

「糸魚川市教育大綱」の位置付けは、次のとおりとします。



4 教育の基本方向

(1) 市民総ぐるみのひとみかがやく 0歳から18歳までのひとづくり

0歳から18歳までの発達段階にふさわしい連続性を重視した、こども一貫教育を推進します。

取組指針

- ① 家庭、園・学校、地域が力を合わせて糸魚川の子どもを育てます。
 - ⇒ 家庭、地域、仲間を愛する豊かな心をもつ子どもに育てます。
 - ⇒ ふるさと糸魚川をよく知り、郷土を愛する子どもに育てます。
- ② 健康・心・学力のバランスのとれた子どもに育てます。
 - ⇒ 毎日の食事がおいしい健やかな体をもつ子どもに育てます。
 - ⇒ 自ら学び、確かな学力が身についた子どもに育てます。
 - ⇒ 一人ひとりの個性を生かしてその能力を伸ばし、子どもの夢を育てます。
- ③ 子どもが安全で安心して生活できる環境、風土をつくります。

重点推進項目

- 学力の向上
- いじめの根絶
- 就学前教育、学校教育の充実

(2) 健やかで生涯学び続けるひとづくり 郷土の文化を継承し、個性ある地域を創造するひとづくり

心豊かで、一人ひとりが輝き、楽しく充実した生涯を送れるよう、市民の生涯学習、芸術文化、スポーツライフを支援します。

取組指針

① 生きがいを見つけ自ら学ぶひとをつくります。

⇒ ともに学びあう仲間をつくります。

⇒ 自らの能力・個性を高めるひとをつくります。

⇒ 自ら芸術・文化活動に取り組むひとをつくります。

⇒ 培った知識を次世代につなぐひとをつくります。

② ふるさとを学び続けるひとをつくります。

⇒ 地域を愛するひとをつくります。

③ スポーツによる健康づくり、生きがいづくりや交流を推進します。

重点推進項目

- ・糸魚川ジオ学（ふるさと学習）の推進
- ・生涯を通じた健康の保持増進、体力の向上
- ・市民主体の芸術文化活動等の推進

5 大綱の期間

大綱が対象とする期間は、平成27年度から29年度までの3年間とします。

ただし、国や県の動向や社会情勢の変化、糸魚川市総合計画との整合性を保つために、必要に応じて総合教育会議で協議、調整し、改定するものとします。

